

毎週火・金曜日発行(但休日相当ときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則
- 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則
- ◇企業管理規程 企業職員の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程

規則

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十一号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、その他の職員のうち地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十七条に規定する単純な労務に雇用される職員の職は、次のとおりとする。

- (一)車庫長 (二)車庫主任 (三)守衛長 (四)副車庫長 (五)副守衛長 (六)交換室長(七)印刷技手長 (八)用務主任 (九)自動車整備士 (十)運転手 (十一)守衛 (十二)交換手(十三)印刷技手 (十四)技工 (十五)業手 (十六)道路手 (十七)ボイラ技士 (十八)調理士 (十九)昇降機手 (二十)常農夫 (二十一)炊事夫(二十三)看護助手 (二十三)用務員 (二十四)寮母(二十五)検査助手 (二十六)販売員

別表第一

技能労務職給料表

職務の等級 号給	1 等 給	2 等 給	3 等 給
	給料月額	給料月額	給料月額
1	17,700	11,000	9,500
2	19,200	11,400	9,900
3	20,800	11,800	10,300
4	22,400	12,200	10,600
5	24,100	12,900	11,000
6	25,800	13,800	11,400
7	27,500	14,700	11,800
8	29,200	15,700	12,200
9	30,900	16,700	12,900
10	34,100	17,700	13,800
11	35,600	19,200	14,700
12	37,100	20,700	15,600
13	38,400	22,100	16,500
14	39,500	23,600	17,400
15	40,400	25,100	19,200
16	41,300	27,500	20,700
17	42,000	29,200	22,100
18	42,700	30,900	23,600
19	43,400	32,300	25,100
20	44,100	33,500	27,500
21		35,600	29,200
22		37,100	30,900
23		38,400	32,500
24		39,500	33,500
25		40,400	34,300
26		41,300	35,100
27		42,000	35,800
28		42,700	36,500
29		43,400	37,200
30		44,100	

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十二号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の見出しを「(初任給、昇給の基準)」に改める。

第三条の二第三項中「及び昇格」を削り、「給与条例別表第一行政職給料表の適用を受ける者の例による。」を「給与条例の適用を受ける者の例による。」に改める。

別表第一を次のように改める。

附則別表第二

暫定手当定額表

職務の等級 号 給	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	暫定手当定額	暫定手当定額	暫定手当定額
1	580	340	310
2	630	360	320
3	670	380	330
4	770	400	330
5	810	420	340
6	860	450	360
7	960	480	380
8	1,000	510	400
9	1,060	550	420
10	1,170	580	450
11	1,220	630	480
12	1,270	670	510
13	1,310	770	550
14	1,350	810	580
15	1,390	860	630
16	1,430	960	670
17	1,460	1,000	770
18	1,480	1,060	810
19	1,510	1,140	860
20	1,540	1,180	960
21		1,220	1,000
22		1,270	1,060
23		1,310	1,140
24		1,350	1,180
25		1,390	1,210
26		1,430	1,240
27		1,460	1,270
28		1,480	1,290
29		1,510	1,310
30		1,540	

別表第二

別表第二を次のように改める。

職務の等級分類基準

職務の等級	職務の等級に含まれる職務
一 等 級	車庫長、車庫主任及び守衛長の職務
二 等 級	イ 副守衛長、交換室長、印刷技手長及び用務主任の職務 ロ 自動車整備士の職務 ハ 技術吏員の身分を保有する自動車運転手の職務
三 等 級	イ 技能職 運転手、守衛、交換手、印刷技手、技工、業手、道路手、ボイラ技士、調理士及び昇降機手の職務 ロ 労務職 常農夫、炊事夫、看護助手、用務員、寮母、検査助手及び販売員の職務

別表第三の労務職の項中「九、一〇〇円」を「九、五〇〇円」に改める。

附則別表第二を次のように改める。

附則別表第一

附則第2項の切替表

イ 改正前の規則別表第二の1等級の職務の等級に含まれる職務の欄中イの職務にある者

切替日の前日において受ける号給	切替日における1等級の号給
7号給	10号給
8号給	11号給
9号給	12号給
10号給	13号給
11号給	14号給
12号給	15号給
13号給	16号給
14号給	17号給
15号給	18号給
16号給	19号給
17号給	20号給

又は旧等級の給料月額を受けていた期間に附則別表第三に掲げる延伸月数欄に定める月数に相当する月数を

延伸した期間」とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十八年四月一日から適用する。

(給料の切替え)

2 切替日(昭和三十八年三月三十一日から引き続き在職している職員については昭和三十八年四月一日、昭和三十八年四月一日以降職員となった者については職員となつた日をいう。以下同じ。)の前日において改正前の技能労務職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により職務の等級の号給を受ける職員の切替日における職務の等級の号給は、切替日の前日において改正前の規則の規定によりその者が受ける職務の等級の号給(以下「旧等級号給」という。)に対応する附則別表第一に定める職務の等級の号給とする。

3 切替日の前日において改正前の規則の規定により職務の等級の最高号給をこえる給料月額を受ける職員

の切替日における職務の等級の号給は、切替日の前日において改正前の規則の規定によりその者が受ける職務の等級の給料月額(以下「旧等級の給料月額」という。)に対応する附則別表第二に定める職務の等級の号給とする。

(旧等級号給又は旧等級の給料月額を受けていた期間の通算)

4 前二項の規定により切替日における職務の等級の号給を決定される職員に対する切替日以降における最初の昇給については、その者が旧等級号給又は旧等級の給料月額を受けていた期間を切替日における職務の等級の号給を受ける期間に通算する。

(旧等級号給又は旧等級の給料月額を受けていた期間の特例)

5 附則別表第三に掲げられている旧等級号給又は旧等級の給料月額を受ける職員に対する前項の規定の適用については、前項の規定中「旧等級号給又は旧等級の給料月額を受けていた期間」とあるのは「旧等級号給

ハ 改正前の規則別表第二の2等級の職務の等級に含まれる職務の欄
中イの職務にある者

切替日の前日において受ける号給	切替日における1等級の号給
1号給	1号給
2号給	2号給
3号給	3号給
4号給	4号給
5号給	5号給
6号給	6号給
7号給	7号給
8号給	8号給
9号給	9号給
10号給	10号給
11号給	10号給
12号給	11号給
13号給	11号給
14号給	12号給
15号給	12号給
16号給	13号給

ロ 改正前の規則別表第二の1等級の職務の等級に含まれる職務の欄
中ロ、ハ又はニの職務にある者

切替日の前日において受ける号給	切替日における2等級の号給
8号給	21号給
9号給	22号給
10号給	23号給
11号給	24号給
12号給	25号給
13号給	26号給
14号給	27号給
15号給	28号給
16号給	29号給
17号給	30号給

ホ 切替日の前日においてその属する職務の等級が3等級である者

切替日の前日において受ける号給	切替日における2等級の号給
2号給	1号給
3号給	2号給
4号給	3号給
5号給	4号給
6号給	5号給
7号給	6号給
8号給	7号給
9号給	8号給
10号給	9号給
11号給	10号給
12号給	11号給
13号給	12号給
14号給	13号給
15号給	14号給
16号給	15号給
17号給	16号給
18号給	17号給
19号給	17号給
20号給	18号給
21号給	18号給
22号給	19号給

ニ 改正前の規則別表第二の2等級の職務の等級に含まれる職務の欄
中ロ、ハ又はニの職務にある者

切替日の前日において受ける号給	切替日における2等級の号給
7号給	16号給
8号給	17号給
9号給	18号給
10号給	19号給
11号給	20号給
12号給	21号給
13号給	21号給
14号給	22号給
15号給	22号給
16号給	23号給

ト 切替日の前日においてその属する職務の等級が5等級である者

切替日の前日において受ける号給	切替日における3等級の号給
2号給	1号給
3号給	2号給
4号給	3号給
5号給	4号給
6号給	5号給
7号給	6号給
8号給	7号給
9号給	8号給
10号給	9号給
11号給	10号給
12号給	11号給
13号給	12号給
14号給	13号給
15号給	14号給
16号給	15号給
17号給	16号給
18号給	16号給
19号給	17号給
20号給	17号給
21号給	17号給

ヘ 切替日の前日においてその属する職務の等級が4等級である者

切替日の前日において受ける号給	切替日における3等級の号給
3号給	3号給
4号給	4号給
5号給	5号給
6号給	6号給
7号給	7号給
8号給	8号給
9号給	9号給
10号給	10号給
11号給	11号給
12号給	12号給
13号給	13号給
14号給	14号給
15号給	15号給
16号給	16号給
17号給	17号給
18号給	18号給
19号給	19号給
20号給	20号給
21号給	21号給
22号給	22号給
23号給	23号給
24号給	24号給
25号給	24号給
26号給	25号給
27号給	26号給

附則別表第三

給与の切替えによる旧等級号給を受けていた期間の特例

- イ { 改正前の規則別表第二の2等級の職務の等級に含まれる職務の欄中イの職務にある者に適用する。 }

切替日の前日		切 替 日			
等級号給	給料月額	等級号給	給料月額	通算月数	延伸月数
2 10	32,300	1 10	34,100	0	3
				3	6
				6	6
				9	9
2 11	33,500	1 10	34,100	0	0
				3	0
				6	3
				9	3
2 12	34,300	1 11	35,600	0	6
				3	6
				6	9
				9	9
2 13	35,100	1 11	35,600	0	0
				3	0
				6	3
				9	3
2 14	35,800	1 12	37,100	0	6
				3	6
				6	9
				9	9
2 15	36,500	1 12	37,100	0	0
				3	0
				6	3
				9	3
2 16	37,200	1 13	38,400	0	6
				3	6
				6	9
				9	9

附則別表第二

附則第3項の切替表

- イ 切替日の前日においてその属する職務の等級が3等級である者

切替日の前日において受ける給料月額	切替日における2等級の号給
31,700円	19号給
32,300円	19号給

- ロ 切替日の前日においてその属する職務の等級が5等級である者

切替日の前日において受ける給料月額	切替日における3等級の号給
22,500円	18号給
23,000	18号給
23,500	18号給
24,000	19号給
24,500	19号給
25,000	19号給

ハ { 切替日の前日においてその属する職務の等級が3等級である }
者 に適用する。

切替日の前日		切 替 日			
等級号給	給料月額	等級号給	給料月額	通算月数	延伸月数
3 17	26,500	2 16	27,500	0 3 6 9	3 3 6 6
3 18	27,600	2 17	29,200	0 3 6 9	6 6 9 9
3 19	28,700	2 17	29,200	0 3 6 9	0 0 3 3
3 20	29,800	2 18	30,900	0 3 6 9	6 6 9 9
3 21	30,500	2 18	30,900	0 3 6 9	0 0 3 3
3 22	31,100	2 19	32,300	0 3 6 9	6 6 9 9
3 1	31,700	2 19	32,300	0 3 6 9	0 0 3 3

ロ { 改正前の規則別表第二の2等級の職務の等級に含まれる職務 }
の欄中ロ、ハ又はニの職務にある者に適用する。

切替日の前日		切 替 日			
等級号給	給料月額	等級号給	給料月額	通算月数	延伸月数
2 12	34,300	2 21	35,600	0 3 6 9	3 6 6 9
2 13	35,100	2 21	35,600	0 3 6 9	0 0 3 3
2 14	35,800	2 22	37,100	0 3 6 9	6 6 9 9
2 15	36,500	2 22	37,100	0 3 6 9	0 0 3 3
2 16	37,200	2 23	38,400	0 3 6 9	6 6 9 9

00383

19 昭和38年10月23日 水曜日 鳥取県公報(号外)第100号 (第3種郵便物認可)

ホ { 切替日の前日においてその属する職務の等級が5等級である }
者 に 適用する。

切替日の前日		切 替 日			
等級号給	給料月額	等級号給	給料月額	通算月数	延伸月数
5 16	18,400	3 15	19,200	0	3
				3	3
				6	6
				9	6
5 17	19,400	3 16	20,700	0	9
				3	9
				6	9
				9	9
5 18	20,400	3 16	20,700	0	0
				3	0
				6	3
				9	3
5 19	21,000	3 17	22,100	0	6
				3	6
				6	9
				9	9
5 20	21,500	3 17	22,100	0	0
				3	0
				6	3
				9	3
5 1	24,000	3 19	25,100	0	6
				3	6
				6	6
				9	6

00382

昭和38年10月23日 水曜日 鳥取県公報(号外)第100号 (第3種郵便物認可) 18

ニ { 切替日の前日においてその属する職務の等級が4等級である }
者 に 適用する。

切替日の前日		切 替 日			
等級号給	給料月額	等級号給	給料月額	通算月数	延伸月数
4 23	31,900	3 23	32,300	0	0
				3	0
				6	3
				9	3
4 24	32,700	3 24	33,500	0	6
				3	6
				6	9
				9	9

企業管理規程

企業職員の等級の分類の基準に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和三十八年十月二十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県企業管理規程第九号

企業職員の等級の分類の基準に関する規程

の一部を改正する企業管理規程

企業職員の等級の分類の基準に関する規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第七号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(等級分類の基準)」に改め、同条中「企業職員」の下に「(技能労務職員を除く。)」を加え、同条後段を次のように改める。

この場合において、「別表第一」とあるのは、「企業職員の等級の分類の基準に関する規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第七号)別表第一」と読み替えるものとする。

第二条に次の一項を加える。

2 技能労務職員の職務の等級の決定については、技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県規則第四十六号)第三条の規定を準用する。この場合において、「別表第二」とあるのは、「企業職員の等級の分類の基準に関する規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第七号)別表第二」と読み替えるものとする。
別表を別表第一とし、同表の次に別表第二として次のように加える。

別表第二

技能労務職員の等級の分類基準表

職務の等級	職務の等級に含まれる職務
一 等級	
二 等級	自動車整備士の職務
三 等級	運転手、線路手、えん堤手及び水路手の職務

附則

この企業管理規程は、公布の日から施行し、昭和三十八年五月二十日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行 日 火、 金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥取県印刷所
鳥取県鳥取市栗谷町 印刷所
郵送料共 一五〇円(郵送料共)